

令和 4 年度

# 事 業 報 告 書

自 令和 4 年 4 月 1 日

至 令和 5 年 3 月 3 1 日

公益財団法人 関東貸切バス適正化センター

## 令和4年度 事業報告書

令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種等の普及により社会経済活動も平常化に向かいはじめたが、貸切バス事業に対する影響は残り、経営環境は厳しかった。

このような状況の中、令和4年度の事業運営は、センターの業務の柱である巡回指導については、各年度内に一巡する方針に基づき着実に実施し、適切で効率的な巡回指導を推進してきた。

また、センターの法人運営については、新型コロナウイルス感染症により大きな打撃を受けている事業者考虑到、負担金の大幅な増大を抑制するために、引き続き役員報酬及び人件費の減額、経費の更なる削減を図り、効率的な業務の運営に取り組んできた。

令和4年度における主な事業概要は以下のとおりである。

- ① 巡回指導業務については、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けたものの概ね順調に取り組むことができた。また、令和3年度より始まった訪問での巡回指導が難しい場合の非対面方式による巡回指導については、令和4年度の実施はなかった。業務委託をしている各地方バス協会の巡回指導についても、概ね順調に実施することができた。
- ② 負担金の納付については、令和4年度も新型コロナウイルス感染症の影響を受けたが、令和3年度と同程度の納付状況となった。未納付事業者に対しては、現在督促を行っているところである。なお、令和5年度より督促時期を早め、早期に行政に報告することにより、負担金未納に対する早期回収を目指すこととしている。
- ③ 事業者への啓発活動、広報活動については、引き続き啓発メッセージ入りのエチケット袋を巡回指導時に配布し、貸切バス利用者の意識啓発を行った。
- ④ センターの組織整備については、常務理事体制を維持し体制を整えた。
- ⑤ 上記の事業を推進するに当たり、評議員会を2回、理事会を2回、適正化事業諮問委員会を2回開催し、迅速な意思決定を行うことに努めた。

以上、令和4年度の事業は長引く新型コロナウイルス感染症による影響が残るなか、できる限り巡回指導等を実施した。

各業務項目については、以下のとおりである。

### 1 巡回指導業務

#### (1) 巡回指導

適正化事業の実施にあたっては、関東運輸局及び地方バス協会等との連携を図り、センター及び地方バス協会において1,344の事業所に巡回指導を実施した。

巡回指導結果については、行政へ速報する重大違反案件はなかった。また、

6 4 9 事業所に改善要請を行ったが、改善報告を行わない事業者及び改善報告に未改善事項が確認された事業者について、令和4年度は見られなかった。

本年度の巡回指導実施実績及び指導項目は次表のとおり。

巡回指導実施実績数（関東運輸局管内）

| 令和4年度 | 実施計画<br>営業所数<br>(カ所) | 実施営業<br>所数<br>(カ所) | 内 訳           |      |                   |      |
|-------|----------------------|--------------------|---------------|------|-------------------|------|
|       |                      |                    | センター分<br>(カ所) |      | 地方バス協会委託分<br>(カ所) |      |
|       |                      |                    | 計画件数          | 実施件数 | 計画件数              | 実施件数 |
| 4月    | 128                  | 134                | 50            | 56   | 78                | 78   |
| 5月    | 120                  | 106                | 50            | 33   | 70                | 73   |
| 6月    | 125                  | 123                | 50            | 49   | 75                | 74   |
| 7月    | 126                  | 134                | 50            | 60   | 76                | 74   |
| 8月    | 115                  | 109                | 50            | 42   | 65                | 67   |
| 9月    | 125                  | 124                | 50            | 46   | 75                | 78   |
| 10月   | 133                  | 138                | 50            | 62   | 83                | 76   |
| 11月   | 128                  | 124                | 50            | 46   | 78                | 78   |
| 12月   | 125                  | 112                | 50            | 45   | 75                | 67   |
| 1月    | 111                  | 88                 | 50            | 28   | 61                | 60   |
| 2月    | 105                  | 93                 | 38            | 29   | 67                | 64   |
| 3月    | 56                   | 59                 | 0             | 12   | 56                | 47   |
| 計     | 1,397                | 1,344              | 538           | 508  | 859               | 836  |

指導項目

| 区 分            | 件 数   |
|----------------|-------|
| 事業計画等          | 27    |
| 帳票類の整備・報告等     | 212   |
| 運行管理等          | 1,154 |
| 運送引受書及び営業区域・運賃 | 431   |
| 車両管理等          | 78    |
| 労働基準法等         | 94    |
| 任意保険加入         | 2     |
| 苦情処理           | 3     |
| 運輸安全マネジメント等    | 92    |
| その他            | 30    |

(2) 通報案件の結果

巡回指導の結果、指導監督未実施や改善報告未改善等で行政に通報した結果は以下のとおり。

通報件数は①平成31年度3件②令和元年度5件③令和2年度4件④令和3年度6件合計18件で、このうち15件について監査を実施（監査未実施事業者の3社はいずれも事業廃止）。監査実施事業者のうち6件が事業廃止、9件が車両停止や文書警告処分等となっており、通報案件に対しては行政の厳しい処分結果となっている。

(3) 適正化事業指導員の資質の維持、向上

令和4年度は指導員の資質の維持、向上のため研修機会を増やす予定であったが、新型コロナウイルス感染症による影響があり、個別にセミナーに参加する等の研修にとどまった。

- ・国土交通省主催「運輸事業の安全に関するシンポジウム2022」に参加
- ・整備管理者研修を受講
- ・「健康起因事故防止セミナー ～過労死等の根絶を目指して～」を受講

(4) 関東運輸局、センター、地方バス協会との合同会議

関東運輸局、センター及びセンターが実施する巡回指導業務の一部を委託している地方バス協会のメンバーで構成する『関東地域バス協会との巡回指導に係る合同会議』を、令和5年3月13日（月）に開催し、巡回指導に係る意見交換や巡回指導時の参考となるように作成された「貸切バス適正化機関 巡回指導時の留意点まとめ」に関する質疑応答を行い、情報共有を図ったところである。

なお、上記の巡回指導時の留意点のまとめについては、令和5年3月31日に第2版を作成し、巡回指導時に有効活用できるよう配布した。

(5) 指導の差異について

バス業界より、巡回指導に際して指導員により指導の差があるとの声が上がっていることから、センターに同様な意見が寄せられた場合、受付簿に記載し、原因を究明するなど指導の差異解消に努めることとしている。なお、令和4年度には意見が寄せられなかった。

また、上記の「留意点まとめ」の作成も指導の差異解消を目指したものである。

## 2 負担金取扱業務

負担金については対象全事業者の約89.8%の納付（令和5年3月31日現在）となったが、残りの未納事業者に対しては、今後督促して納付を推進し、これに応じなかった事業者に対しては速やかに行政に報告することとしている。

なお、過去の負担金未納事業者への取扱いについては、平成29年度報告17件（事業廃止等7件、納付10件）、平成30年度報告7件（事業休止1件、行政処分1件、納付5件）、令和元年度報告3件（事業廃止等2件、納付1件）、令和2年度

報告 16 件（事業廃止等 3 件、納付 13 件）、令和 3 年度報告 11 件（令和 5 年 3 月納付命令 11 件発出）となっている。

令和 5 年度より督促時期を早め、早期に行政に報告することとしている。

### 3 苦情処理

令和 4 年度は、貸切バスに関する交通問題、マナー関係でのトラブルは 5 件寄せられたが、旅客からの苦情は寄せられなかった。

### 4 啓発活動及び広報活動

貸切バス事業に関する秩序の確立に資するための啓発活動及び広報活動については、引き続き、車内に設置するエチケット袋に啓発メッセージを印字したものを巡回指導先の貸切バス事業者に配布し、活用していただくよう案内した。

### 5 総務業務

総務業務については、関係法令及び定款に基づいて評議員会及び理事会を開催し審議結果に基づき業務を推進した。また、法定委員会である適正化事業諮問委員会についても適宜開催し、審議結果に基づき事業を実施するよう努めた。

#### ○会議

令和 4 年度は次のとおり会議を開催した。

#### （１）評議員会、理事会の開催

##### < 1 > 評議員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（2 回）

【第一回定時】令和 4 年 6 月 21 日（火）

- |      |                                                   |
|------|---------------------------------------------------|
| 議 題  | ・「令和 3 年度事業報告」の報告について<br>・「令和 3 年度収支決算」の承認について    |
| 報告事項 | ・令和 4 年度第 1 回理事会の審議内容について<br>・令和 4 年度負担金の納付状況について |

【第二回臨時】令和 5 年 3 月 8 日（水）

- |      |                                                                                     |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 題  | ・令和 5 年度事業計画、収支予算及び資金計画等について                                                        |
| 報告事項 | ・令和 4 年度第 2 回理事会の審議内容について<br>・諸規程の一部改正について<br>・巡回指導実施状況について<br>・令和 4 年度負担金の納付状況について |

##### < 2 > 理事会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（2 回）

【第一回】令和 4 年 5 月 26 日（木）

- |     |                                                                  |
|-----|------------------------------------------------------------------|
| 議 題 | ・令和 3 年度事業報告及び収支決算について<br>・定時評議員会の招集について<br>「令和 3 年度事業報告」の報告について |
|-----|------------------------------------------------------------------|

- 「令和3年度収支決算」の承認について
- 報告事項 ・ 理事長及び常務理事の職務執行状況について
- 【第二回】 令和5年2月27日（月）
- 議 題 ・ 令和5年度事業計画、収支予算及び資金計画について  
 ・ 令和5年度負担金の額及び徴収方法について  
 ・ 地方バス協会に巡回指導業務の一部を委託する契約について  
 ・ 諸規程の改正について  
 ・ 臨時評議員会の招集について
- 報告事項 ・ 理事長及び常務理事の職務執行状況について  
 ・ 巡回指導実施状況について  
 ・ 令和4年度負担金の納付状況について

## （2）委員会の開催

＜適正化事業諮問委員会＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（2回）

- 【第一回】 令和4年6月16日（木）
- 議 題 ・ 令和3年度事業報告及び収支決算について
- 報告事項 ・ 令和4年度負担金の納付状況について
- 【第二回】 令和5年3月7日（火）
- 議 題 ・ 令和5年度事業計画、収支予算及び資金計画について  
 ・ 令和5年度負担金の額及び徴収方法について
- 報告事項 ・ 諸規程の改正について  
 ・ 巡回指導実施状況について  
 ・ 令和4年度負担金の納付状況について

## 6 令和4年度「全国貸切バス適正化機関」連絡会議への出席（オンライン）

令和4年12月5日（月）国土交通省主催の全国貸切バス適正化機関連絡会議がオンラインで開催され、全国の適正化機関と巡回指導、負担金納付等に係る情報交換、意見交換等を行った。センターからは、常務理事、適正化事業指導員が出席した。

## 7 寄附金による活動

貸切バス事業者を対象に運行管理者向けの指導監督講習会については、令和3年度に開催しなかった東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県での開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により開催を見送ったので、令和5年度実施予定としている。

## 8 今後のセンターの在り方について

センターも発足後6年が経過し、新型コロナウイルス感染症の影響等が長引いている中で、巡回指導については、各年度内に一巡する体制を整備し着実かつ堅実に実施するなど様々な努力をしてきたところである。

しかしながら、センターとしても上記の社会的影響を受け、①負担金未納者への

対応、或いは負担金の在り方、②それに伴うセンターとしての経営基盤の脆弱性、③指導の差異等の課題が指摘されている。他方、2024年のバス運転者の改善基準告示の改正等バス業界を取巻く環境変化への対応等も、今後検討が必要とされている。

センターとしては、これらの課題に対して真摯に取り組み、道路運送法に基づき適正かつ効率的な運営を図り適正化事業を的確に実施することにより、事業者と向き合い、貸切バス事業の安全を担保していくよう努力していくことが重要であると認識している。

令和４年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第３４条第３項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

令和５年５月

公益財団法人 関東貸切バス適正化センター